

国家公務員共済組合連合会 東海病院  
介護老人保健施設ちよだ  
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）のご案内  
(令和8年6月1日現在)

施設の概要と通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 国家公務員共済組合連合会東海病院 介護老人保健施設ちよだ
- ・開設年月日 平成12年8月22日
- ・所在地 愛知県名古屋市千種区千代田橋1丁目1番1号
- ・電話番号 052-711-1061 ・FAX 番号 052-719-5516
- ・管理者名 小松 俊一郎
- ・介護保険指定番号 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション  
(2350180010号)

(2) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の目的と運営方針

(事業の目的)

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法の趣旨を踏まえて、通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）を立て、利用者が居宅において、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、心身機能の維持回復を図ることを目的とします。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

(運営の方針)

- ① 当施設では、利用者にあわせて作成する通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法及び作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅での生活が維持できるよう支援を行います。
- ② 当施設では、利用者の心身の特性にあわせて作成する介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法及び作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の改善を図るとともに、環境調整等により生活の質の向上を目指します。また、利用者の意欲を高めるような働きかけを行い、自立の可能性を最大限引き出せるような支援を行います。
- ③ 当施設では、廃用症候群や急性増悪等によって生活機能が低下した利用者に対し、明確な目標を設定して、目標に応じたりハビリテーションを行います。また、その内容については半年ごとに評価・修正を行い、目標達成時には、他サービスへ移行できるよう支援に努めます。
- ④ 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合を除き、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

- ⑤ 当施設では、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において様々なサービスを楽しむことができるように努めます。
- ⑥ 当施設では、利用者のプライバシーに配慮したサービスを提供します。
- ⑦ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て行います。

### (3) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の職員体制

|        | 常 勤 | 非常勤 | 兼務<br>(再掲) | 業務内容     |
|--------|-----|-----|------------|----------|
| ・医 師   | 1   |     | 1          | 医療業務     |
| ・看護職員  | 1   | 2   |            | 看護業務     |
| ・管理栄養士 | 1   |     | 1          | 管理栄養業務   |
| ・介護職員  | 5   | 6   |            | 介護業務     |
| ・理学療法士 | 5   |     | 3          | 理学療法業務   |
| ・言語聴覚士 | 1   |     | 1          | 言語聴覚業務   |
| ・その他   | 3   |     | 3          | 事務員及び運転手 |

### (4) 通所（介護予防通所）リハビリテーション定員

1単位 35名

### (5) 営業日及び営業時間

- ・営業日 月曜日～土曜日、祝日（12月31日～1月3日までを除く）
- ・営業時間 9時～17時
- ・サービス提供時間 9時45分～16時
- ・実施地域 名古屋市（千種区・東区・名東区）

## 2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者（利用者）の居宅での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、理学療法及び作業療法等のリハビリテーションを通じて心身機能の維持回復を目指します。このサービスを提供するにあたっては、利用者・家族の希望を十分に取り入れ、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成され、計画の内容については利用者・家族に説明・同意を得て行います。

## 3. 介護予防通所リハビリテーションについての概要

介護予防通所リハビリテーションについては、要支援者（利用者）の居宅での生活を継続させるために立案された介護予防サービス計画に基づき、理学療法及び作業療法その他必要なリハビリテーションを提供します。また、日常生活上の支援である「共通的服务」に加えて、利用者の心身の状態に応じた「選択的服务」を個別に実施します。

このサービスを提供するにあたっては、利用者・家族の希望を十分に取り入れ、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成され、計画の内容については利用者・家族に説明・同意を得て行います。

#### 4. 苦情等対応

当施設では、提供したサービスに関する利用者・家族からの苦情及び相談等に対応する窓口を設置して迅速に対応します。また、ご意見箱への投書や手紙による苦情及び相談も応じます。

- ① 受付窓口→1階 管理課にて直接または電話

〈対応時間は 9時～17時（月曜日～金曜日）〉

- ② 苦情・相談担当者 支援相談員

- ③ 苦情・相談責任者 管理部長、看護介護部長、看護介護長

介護保険サービス全般についてのご意見・ご相談は、お住まいの自治体の介護保険担当窓口または国民健康保険団体連合会までご連絡ください。

名古屋市介護保険課（市役所本庁舎2階） 電話052-972-3087 FAX052-972-4147

愛知県国民健康保険団体連合会介護福祉室 電話052-971-4165 FAX052-962-8870

#### 5. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ② 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく食事の提供  
昼食 12時から おやつ 15時から
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく入浴  
（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）
- ④ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく居宅及び施設間の送迎
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護
- ⑦ リハビリテーション、レクリエーション
- ⑧ 相談援助サービス ⑨ その他

#### 6. 情報提供について

適切な介護保険サービスを円滑に受けていただくため、利用者・家族の個人情報を介護サービス事業者、居宅介護支援事業所、医療機関、自治体等に提供する場合があります。

また、利用者の尊厳の保持のため、養護者による虐待が疑われる場合は、所轄の市町村に通報することがあります。

#### 7. 施設の医療体制および緊急時の対応等

当施設では、下記の医療機関に協力を得て、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。なお受診の際は、デイケア終了となりますので、当施設へのお迎え及び診察の付き添いをお願いします。

〈協力医療機関〉

名 称 国家公務員共済組合連合会 東海病院

住 所 愛知県名古屋市千種区千代田橋 1 丁目 1 番 1 号

電 話 052-711-6131

##### ◇ 緊急時および事故発生時の対応

緊急時および介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに別途ご提出いただく「緊急時の対応についてのお願い」に記入された連絡先に連絡し、市町村への報告等必要な措置を講じます。

- ◇ 緊急やむを得ない場合を除いて、介護保険上、サービス利用時間帯においては医療機関への受診（診察・処方）はできないとされておりますので、通院等はおやめください。

## 8. サービスへの欠席・中止および利用期間等

- ◇ サービスを欠席される場合は、必ず事前にご連絡ください。また、担当ケアマネジャーに対してもご連絡をお願いします。
- ◇ 利用日当日に欠席・遅刻等のご連絡をされる場合は、8時20分前後にお電話にてお願いします。
- ◇ 入院、その他の理由にて長期にわたるサービス休止が予想される場合にはご連絡ください。基本的には最終サービス利用後3ヶ月で除籍となります。サービス再開をご希望の際には、必要に応じて診断書等の提出を依頼することがあります。再開の際には、以前と異なる利用曜日となる場合もあります。また、利用実数が一定の日数に満たないことが続く場合もご相談の対象となる場合があります。
- ◇ 心身の状態が悪化し、設定した目標を達成することが困難と判断される場合には、目標を再設定しますが、当施設のサービス内容への参加が難しいと判断された場合には、他サービスへの移行をご相談させていただく場合があります。
- ◇ 施設職員へのハラスメント行為等により、信頼関係を築くことが困難と判断された場合は、サービスの中止や契約の解約をする場合があります。

## 9. 施設利用に当たっての留意事項

- ・飲食物等の持ち込みはお断りします。療養上必要な方はお申し出ください。
- ・主治医から薬・食べ物等で禁止されているものがある場合は事前にお申し出ください。
- ・貴重品、現金は持参しないでください。紛失等に関しては当施設では責任を負いかねます。
- ・施設内の携帯電話の使用は禁止します。ペースメーカーを利用されている方は、事前にお申し出ください。
- ・ペットの持ち込みは禁止します。
- ・他利用者及び施設職員への営利行為、宗教活動、政治活動は禁止します。
- ・他利用者及び施設職員への迷惑行為（暴力・暴言誹謗中傷・嫌がらせ等）は禁止します。
- ・無断で施設職員の写真・動画撮影等を行うことや、SNS等に掲載することはお断りします。
- ・施設職員へのお心づけは固く辞退します。

## 10. 非常災害対策

- ・防災設備    スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、火災通報装置
- ・防災訓練    法定訓練 年2回    その他必要に応じて実施

## 11. ハラスメントへの責務・対策

当施設は、適切な介護サービスを提供するといった観点から、施設内における性的な言動や優越的な関係を背景とした不適切な言動等により、当施設職員の就業環境が害されることを防止する対策を講じています。

## 12. 高齢者虐待の防止

当施設は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止といった観点から、高齢者虐待の早期発見に努めます。また、虐待を発見した場合には、速やかに市町村または地域包括支援センター等に報告します。

## 13. その他

持ち物等については「ちよだのしおり」をご参照ください。